

未成年後見人を選ぶとき

未成年後見人選任申立書

1 未成年後見人

未成年後見人とは未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為などを行います。

2 未成年後見開始原因

未成年後見は、①未成年者に対して親権を行う者がいないとき、または親権を行う者が管理権を有しないとき、②後見開始の審判があったとき、に各開始します。

すなわち、未成年後見開始の原因は、親権者の死亡、親権喪失・辞任、行方不明、心神喪失、親権者に対する後見・保佐開始の審判があったときなどです。

共同親権の場合、その一方につき前記の事由を生じたときは、他方が親権を行使するため、後見開始の原因にはなりません。

3 手続

家庭裁判所は、後見人を選任するには後見人候補者の意見を聴かなければなりません。選任審判は、後見人に告知することにより効力を生じます。

裁判所書記官は、未成年後見人選任審判が効力を生じたときは、未成年被後見人の本籍地、未成年後見人の住所地の戸籍管掌者にその旨通知します。

未成年後見人は、就職の日から10日以内に、未成年後見人選任審判書の謄本を添付して戸籍の届出をします。

家庭裁判所は、後見人の後見事務に関し監督権があります。

申立時期	未成年後見開始原因が発生したとき
申立人	(申立権者) 未成年後見人またはその親族、その他の利害関係人(申立義務者) ①親権・管理権を喪失または辞任した父または母、②後見人が欠けた場合の後見監督人、③生活保護実施機関、④児童相談所長
申立先	未成年被後見人の住所地の家庭裁判所
申立書類	未成年後見人選任申立書
添付書類など申立に必要なもの	未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) 未成年者の住民票または戸籍附票 未成年後見人候補者の戸籍謄本(全部事項証明書)(後見人候補者が法人の場合は、その法人の商業登記簿謄本) 未成年者に対して親権を行うものがないこと等を証する書面 未成年者の財産に関する資料 利害関係を証する資料(利害関係人からの申立ての場合) 収入印紙(被後見人1名につき)800円 予納郵便切手(各裁判所に問い合わせてください。)
根拠法令等	民法818条・838条～875条、家事事件手続法39条・176条～181条・別表第1第71項

[未成年後見人選任申立書]

受付印	未成年後見人選任申立書
収入印紙 円	(この欄に未成年者1人について収入印紙800円分を貼ってください。)
予納郵便切手 円	(貼った印紙に押印しないでください。)

準口頭	関連事件番号 平成 年(家) 第 号
-----	--------------------

○ ○ 家庭裁判所 御中 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	申立人の 記名押印	甲野 次郎	(甲野) 印
-----------------------------------	--------------	-------	--------

添付書類	(同じ書類は1通で足りません。管理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input checked="" type="checkbox"/> 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) <input checked="" type="checkbox"/> 未成年者の住民票又は戸籍附票 <input checked="" type="checkbox"/> 親権を行う者がいないことを証する資料(親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本(全部事項証明書)等) <input checked="" type="checkbox"/> 未成年後見人候補者の戸籍謄本(全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 未成年者の財産に関する資料 <input type="checkbox"/> (利害関係人からの申立ての場合)利害関係を証する資料 <input type="checkbox"/>
------	---

申 立 人	住 所	〒○○○ - ○○○○ 電話 ○○○(○○)○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 (方)		
	フリガナ 氏 名	コウノ ジロウ 甲野 次郎	大正 昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 平成 (○○ 歳)	
	未成年者 との関係	※ 1 直系尊属(父母・祖父母) 2 兄弟姉妹 ③ 父方親族 未成年者の…… 4 母方親族 5 未成年後見監督人 6 児童相談所長 7 その他 () ①		
職 業	会社員			
未 成 年 者	本 籍 (国籍)	○○ 都 道 ○○市○○町○丁目○番地		
	住 所	〒 - 電話 () 申立人の住所と同じ (方)		
	フリガナ 氏 名	コウノ モモコ 甲野 桃子	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 (○○ 歳)	職業又は 在 校 名: ○○小学生 ○年生
	フリガナ 氏 名		平成 年 月 日生 (歳)	職業又は 在 校 名:
フリガナ 氏 名		平成 年 月 日生 (歳)	職業又は 在 校 名:	

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、7を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。

未成年後見 (1/2)

(942050)

生活手続三九

三四〇ノ一六ノ一一

申 立 て の 趣 旨
未 成 年 後 見 人 の 選 任 を 求 め る 。

申 立 て の 理 由	
申 立 て の 原 因	申 立 て の 動 機 ^②
※ ① 親権者の ①死亡 (2)所在不明 2 親権者の親権の (1) 辞退 (2) 喪失 (3) 停止 3 親権者の管理権の (1) 辞退 (2) 喪失 4 未成年後見人の (1) 死亡 (2) 所在不明 5 未成年後見人の (1) 辞任 (2) 解任 6 父母の不明 7 その他 () (その年月日 平成〇年〇月〇日) ^③	※ ① 未成年者の監護教育 2 養子縁組・養子離縁 3 入 学 4 就 職 5 就 籍 ⑥ 遺産分割 7 相続放棄 8 扶助料・退職金・保険金等の請求 9 その他の財産の管理処分 10 その他 () ^①
未 成 年 者 の 資 産 収 入 ^② 宅 地……約 〇〇 平方メートル 建 物……約 〇〇 平方メートル 農 地……約 ……ヘクタール 山 林……約 ……ヘクタール 有価証券……約 〇〇 万円 現 金……約 〇〇 万円 預貯金……約 ……万円 債 権……約 ……万円 月 収……約 ……万円 負 債……約 ……万円	
未 成 年 後 見 人 候 補 者	本 籍 (国 籍) 〇〇 都 道 府 県 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 未成年者との関係 父方の叔父 住 所 〒 - 電話 () 申立人の住所と同じ (方) 勤 務 先 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇商事株式会社 フリガナ コウノ ジロウ 大正 (昭和) 〇年〇月〇日生 職 業 会社員 氏 名 甲野 次郎 平成 (〇〇 歳)

(注) 太枠の中だけ記入してください。※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、申立ての原因欄の7及び申立ての動機欄の10を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。
 (注) 複数の未成年後見人の選任を希望するため、上記「未成年後見人候補者」欄では足りない場合には、A4の用紙に上記の「未成年後見人候補者欄」の記載事項と同じ事項を記入し、この申立書に添付してください。
 (注) 未成年後見人として法人の選任を希望する場合には、上記「未成年後見人候補者」欄に斜線をするともに、A4の用紙に、未成年後見人候補者の商業登記簿上の①主たる事務所又は本店の所在地、②名称又は商号、③代表者名を記入し、この申立書に添付してください。

未成年後見 (2/2)

<記入のポイント>

- ① 「その他」を選んだ場合には、具体的に記入してください。
- ② 該当が複数あるときは、全部記入してください。
- ③ 1～7の該当する申立原因の発生日を必ず記入してください。

境界線をめぐって争いが生じたとき

境界紛争の調停申立書、境界確定請求訴状

境界には、公法上の境界（不動産登記簿上の地番を異にする土地の境目）と私法上の境界（所有権など私権の対象としての土地の境目）とがあります。このうち私人が処分することができるのは私法上の境界だけで、公法上の境界は私人が勝手に処分することはできません。

私法上の境界について隣地者間で争いがある場合には、まず隣地者間の話し合いで決めることとなりますが、話し合いができなかつたり話し合いがまとまらない場合には、裁判所に調停を申し立てます。調停においても話し合いがまとまらない場合には、裁判所に所有権確認の訴えを起こして、判決を求めることとなります。

これに対して、公法上の境界については、私人が処分することのできるものではありませんから（調停も当事者の合意にもとづくものですから、調停で境界を確定することはできません）、裁判所に境界確定の訴えを起こして、裁判所に境界を確定してもらうこととなります。裁判所は、当事者の主張にとらわれることなく、自ら正当と認めるところにしたがって境界線を定めます。境界確定の訴訟における判決は、あくまで公法上の境界を確定するものですから、これによって私法上の境界までが確定されるものではありません。

境界線をめぐって訴訟を起こす場合は弁護士に相談してください。

平成17年に筆界特定制度が導入されました。これは、筆界特定登記官が、申請により、申請人に意見および資料を提出する機会を与えた上、筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する制度です。

筆界とは、ある土地が登記されたときにその土地の範囲を区画するものとして定められた線で、所有者同士の合意によって変更することはできません（「境界」は、所有権の範囲を画する線という意味で、筆界とは異なる概念です。）。

筆界は所有権の範囲と一致することが多いのですが、一致しないこともあります。筆界の特定とは、登記された土地の範囲を区画するものとして定められた線（筆界）を、現地において特定することで、新たに筆界を決めるというも

のではなく、登記された時に定められたもともとの筆界を筆界特定登記官が明らかにするという事です。

筆界は、筆界調査委員がこれを補助する法務局の職員とともに、土地の実地調査や測量を含むさまざまな調査を行い、筆界特定登記官が、その意見を踏まえて特定します。筆界特定の申請人は、土地の所有者として登記されている人およびその相続人などです。

筆界特定の申請は対象となる土地の所在地を管轄する法務局です。申請書に必要な事項を記載し、添付書類とともに提出します。書きつけや図面など資料があればできるだけ提出してください。申請手数料は、対象土地の価額によって決まります（対象土地（2筆）の合計額が4,000万円の場合、申請手数料は8,000円）。

なお、手続きの中で、測量を要することがあり、そのときには、測量費用を負担する必要がある高額となることもあります。筆界特定の対象となった土地は、管轄する登記所において筆界特定書が保管され、また、登記記録に筆界特定がされた旨が記録されます。

（境界紛争の調停申立書）

生活
手続
一四

申立時期	境界線をめぐって争いが生じたとき
申立人	当事者または代理人
申立先	相手方の住所地を管轄する簡易裁判所（原則）または当事者が合意で定める地方裁判所もしくは簡易裁判所
申立書類	境界紛争の調停申立書
添付書類など申立に必要なもの	法人の場合 資格証明（商業登記簿謄本）、代理人が申立てする場合 委任状、固定資産評価証明書、図面、登記事項証明書や土地登記簿謄本、公函写し、印鑑、手数料（収入印紙）および予納郵便切手
根拠法令等	民事調停法 3条・13条・14条・19条

三五
四ノ
三

(境界確定請求訴状)

提起時期	公法上の境界について隣地者間で争いがあるとき
提起人	当事者または代理人
提起先	① 被告が個人の場合 被告の住所地の裁判所 ② 法人の場合 主たる事務所・営業所の裁判所 ③ 土地の所在地の裁判所
提起書類	境界確定請求訴状
添付書類など提起に必要なもの	法人の場合 資格証明(商業登記簿謄本)、図面(自己の主張する境界を示します。)、目録、物件目録、登記事項証明書、代理の場合 訴状委任状、固定資産評価証明書、印鑑、手数料(収入印紙)および予納郵便切手
根拠法令等	民事訴訟法4条・5条、民事訴訟規則55条

〔境界紛争の調停申立書〕

調停事項の価額 _____ 円	受 付 印
ちょう用印紙額 _____ 円	
予納郵便切手額 _____ 円	
調 停 申 立 書 東京 簡易裁判所 御中	
平成 ○ 年 8 月 6 日	
申立人の住所・氏名・電話番号等（氏名の末尾に押印すること） 〒188-0000 東京都田無市○○1丁目2番3号 成田 浩 (成田) 03-0000-1234	
相手方の住所・氏名・電話番号等 〒163-0000 東京都新宿区○○4丁目5番6号 細川 直樹 03-0000-6789	
申 立 の 趣 旨①	
1 相手方 は、申立人 に対し、 別紙図面のイ、口の各点を結んだ直線の東側が申立人の所有地であり、西側が相手方の所有地であることを確認する。相手方は、申立人に対し、同図面のニ、ハの各点を直結する線上にあるコンクリート塀を収去して、同図面のイ、口、ハ、ニ、イの各点を順次直結する線で囲まれた土地を明渡せ。	
紛 争 の 要 点②	
1 申立人は、別紙物件目録記載の土地を平成○年6月9日、○○土地株式会社より買い受けた。ところが上記土地を実測したところ相手方が地境を越えて塀を建てていることがわかった。 2 よって申立人は相手方に対して、上記不法占拠部分である別紙図面表示イ、口、ハ、ニの各点を順次直線で結んだ線の範囲内を、そこに設けた塀を撤去して明け渡すこと。	

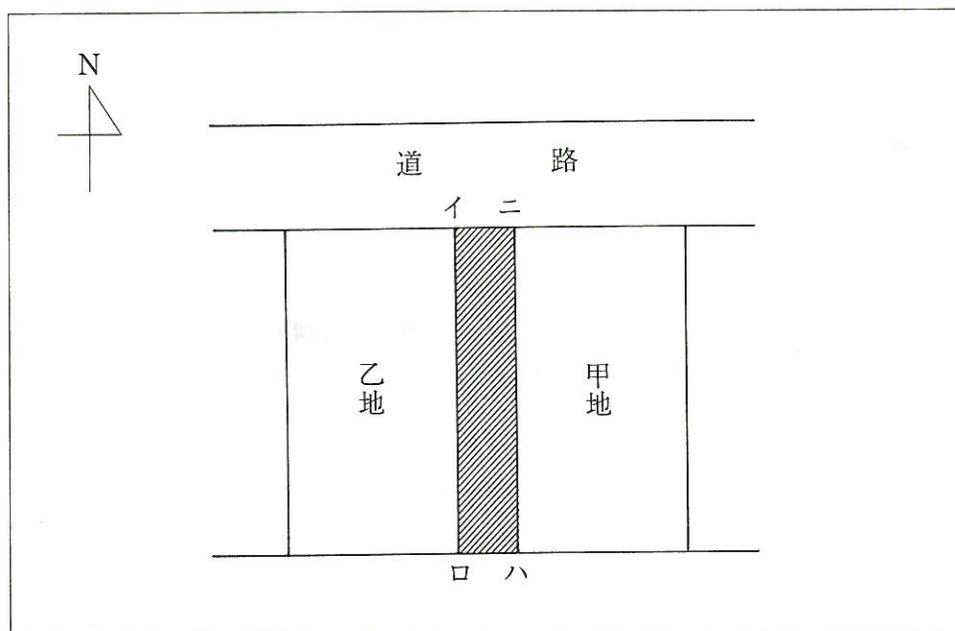
生活手続九

三五五

別紙物件目録

田無市〇〇1丁目25番	
1 宅地	150.50平方メートル
同所26番	
2 宅地	120.30平方メートル

別紙図面③



<記入のポイント>

- ① 申立ての趣旨には、公法上の境界ではなく、私法上の境界の確認を求めること、すなわち、申立人の所有する土地の範囲と相手方の所有する土地の範囲の確認を求めるものであることを記載します。
- ② 紛争の要点には、申立人が主張する私法上の境界の根拠と紛争の原因を記載します。
- ③ 図面をつけて、申立人が主張する所有地の範囲を明らかにします。

〔境界確定請求訴状〕

収入
印紙

訴 状

平成〇年7月6日

東京地方（あるいは簡易）裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 高橋 進

高橋

〒188—〇〇〇〇 東京都田無市〇〇1丁目2番3号

原 告 成田 浩

〒104—〇〇〇〇 東京都中央区〇〇1丁目3番5号

高橋法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人 弁護士 高橋 進

電 話 03—〇〇〇〇—4455

F A X 03—〇〇〇〇—6677

〒163—〇〇〇〇 東京都新宿区〇〇4丁目5番6号

被 告 細川 直樹

境界確定、建造物収去土地明渡請求事件

訴訟物の価額 〇〇〇円

ちょう用印紙額 〇〇〇円

第1 請求の趣旨

- 1 別紙物件目録1記載の土地と同目録2記載の土地との境界は、別紙図面記載のイ点とロ点を結ぶ直線であることを確定する。
- 2 被告は、原告に対し同図面記載のハ点とニ点を結ぶ直線上にあるブロック塀を収去して同図面記載のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次直線で結んだ線で囲まれた土地を明渡せ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因 ①

- 1 別紙物件目録1記載の土地（以下「甲土地」という。甲1号証）は原告の所有であり、同目録2記載の土地（以下「乙土地」という。甲2号証）は被告の所有である。
- 2 乙土地は、もと訴外〇〇土地株式会社（以下「訴外会社」という。）の所有であったが、原告は、平成〇年6月9日訴外会社からこれを買受けた。右買受時、原告は、訴外会社から、甲地と乙地の境界は別紙

図面のイ点とロ点を結ぶ直線であると説明を受け、現に右各点には頭部を朱塗りした木杭が打設してあった。

- 3 甲地、乙地一帯は、原告買受け当時は、原野の状態で、原告もそのままにしていたが、近年宅地開発が進み、原告も、借家住いから持家にすべく、建物建築のため甲地を測量してみたところ、公簿面積より〇〇平方メートル不足していることが判明した。
- 4 そこで原因を調査したところ、原告が買い受けた3年後の平成〇年4月7日訴外会社から乙土地を買い受けた被告が、建物建築のために、造成工事を行った際、誤って前記木杭を埋没させて境界が不分明となり、巻尺だけで測量して、別紙図面のハ点とニ点を結ぶ直線上にブロック塀を設けたことが判明した。ところが、被告は、甲地と乙地の境界は同図面のハ点とニ点を直線で結ぶ線で、同図面のイ点とロ点を結ぶ直線を境界とすると乙地の面積が不足すると主張して争う。
- 5 同図面のイ、ロ、ハ、ニ、イ点を順次直線で結ぶ線で囲まれた土地は、現在、被告家数の庭として使用されている。
- 6 よって原告は、甲地と乙地との境界の確定と、ブロック塀の取去ならびに土地明渡を求めて本訴提起に及んだ。

証 拠 方 法

- | | |
|----------------|---------|
| 1 甲1号証及び甲2号証 | 登記事項証明書 |
| | 附 属 書 類 |
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲1号証及び甲2号証写し | 各1 通 |
| 3 訴訟委任状 | 1 通 |
| 4 固定資産評価証明書 | 1 通 |

生活
手続
一七

別紙物件目録〔省略〕

<記入のポイント>

- ① 境界確認請求については、請求の原因において、境界が不明確なこと、原告と被告が不明確な境界で相隣接する土地の所有者であること、原告と被告との間で境界について争いがあることを書きます。

三五八

簡易な金銭取立の裁判手続である支払督促を申し立てるとき

支払督促申立書

貸したお金を返してもらえないときなどに、本裁判をするまでもなく簡易に債務名義（強制執行の要件）を取得したいときに利用されるのが支払督促申立手続で、相手方から異議が出ない限り執行力が認められます。

支払督促の申立ては、債務者住所を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してなされます（民事訴訟法383条。旧民事訴訟法で支払命令といわれ簡易裁判所に申し立てていた制度が改正されました）。

支払督促制度は、少額の売掛債権、クレジット債権、貸金債権の回収の方法としてとくに利用されていますが、この方式で債権の回収のできるものは「金銭その他の代替物または有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求」だけで、土地・建物の明渡し、引渡しを求める場合などには支払督促を求めることはできません。また、相手から異議が出た場合は通常訴訟（本裁判）に移行します。債務者の行方がわからない場合は利用できません。

支払督促申立書はA列4番の用紙を縦長に置き、数値の記載の多い支払督促を見やすくするためその記載はすべて横書きとし、左とじです。

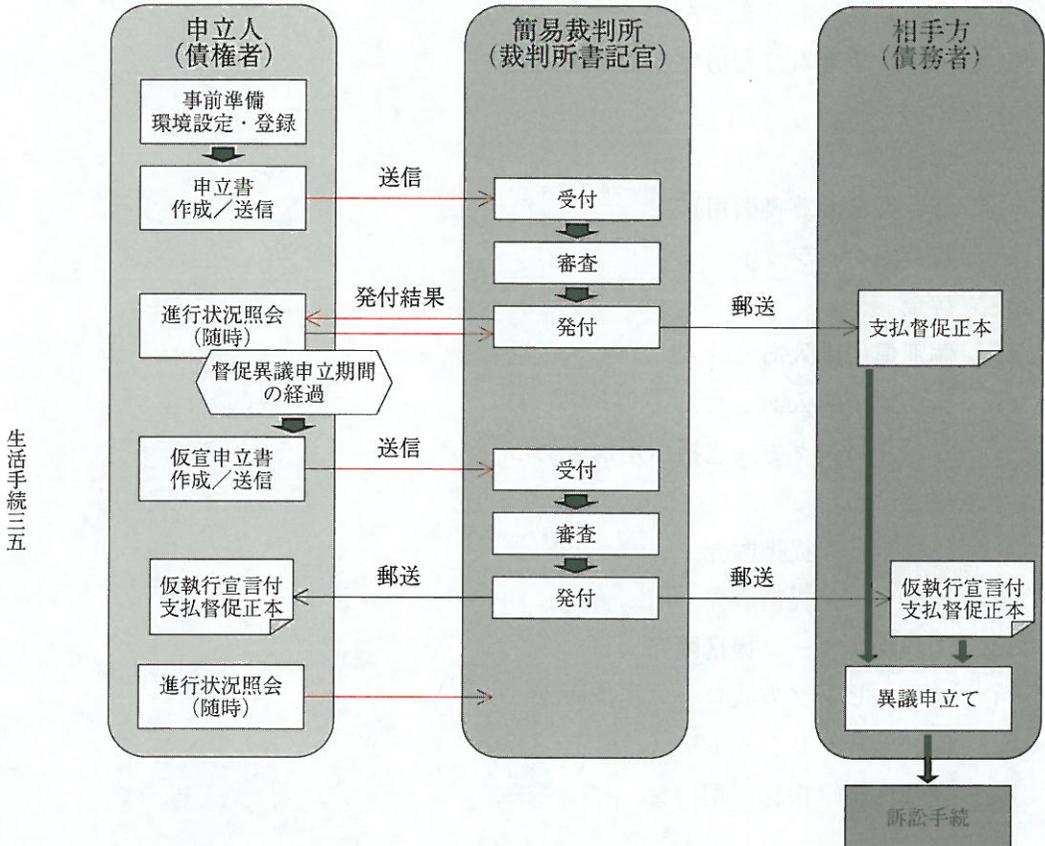
なお、民事訴訟法の改正により支払督促手続のオンライン化が可能となり、最高裁判所で開発中の「督促手続オンラインシステム」が稼働した後は、「支払督促」や「仮執行宣言」などの申立てが、インターネットを利用して行えるようになりました。

督促手続オンラインシステムとは、支払督促事件のうち定型的な処理が可能なものについて、インターネットを利用して申立てや照会等の手続を行うことができるシステムで、事務所や自宅にしながら、簡単に支払督促申立てができ、手数料や郵便料（保管金）についても、インターネットバンキング等を用いて電子的に納付することが可能です。また、事件の進行状況についても、本シス

テムにアクセスするだけで確認でき、インターネットによる通知等に同意した場合には、裁判所からの通知や告知を書面ではなく、インターネットを通じて受けることができます。

なお、債務者に対する正本等の送達は、郵送で行われます。

<手順の流れ>



<手続の方式>

① 単数申立用インタフェース (個人・法人)

申立てを1件ごとに入力する方式で、裁判所の本システムホームページ上において、表示されるガイダンスに従って申立てに必要な項目を順次入力することによって、申立書を作成します。

② 複数申立用インタフェース (法人)

複数件の申立てを1回の送信で行う方式で、主に継続的に支払督促の申

立てを行う債権者を対象に設計したインタフェースです。

- ・社内システムで使用しているデータを元に、本システムが公開する仕様（CSVデータ仕様）に従ってCSV形式ファイルを作成し、1度に最大300件までの申立てができ、手数料は一括申立てされた分のまとめ払いが可能で、郵便料（保管金）は、債権者ごとに管理するので、個別の事件ごとに切手を納める必要はありません。

<オンラインシステムで利用できる申立類型>

(1) 貸金

- ① 貸金型
- ② 貸金型（計算書引用）
- ③ 貸金型クレジット

(2) 立替金

- ① 個別信用購入あっせん
- ② 包括信用購入あっせん
- ③ リボルビング方式包括信用購入あっせん

(3) 求償金

- ① 個品ローン提携販売
- ② 総合ローン提携販売
- ③ 委託保証ローン提携販売
- ④ リボルビング方式ローン提携販売
- ⑤ 保証委託クレジット
- ⑥ 連帯保証（根保証型）
- ⑦ 連帯保証（一般）

(4) 売買代金

- ① 売買代金
- ② 売掛金（月払）
- ③ 個品割賦販売
- ④ 総合割賦販売
- ⑤ 売掛金（一般）

(5) 通信料

- ① 回線単位
- ② 契約者単位
- (6) リース料
- (7) 複合型

上記以外の申立類型（請負代金（修理代金、工事代金などを売掛金として請求する場合を含みます。）、給料、賃料、損害賠償、過払金など）については、オンラインシステムを利用して申立てを行うことができませんので注意してください。

申立時期	弁済期が来ても金銭などの支払や返済がないとき
申立人	債権者
申立先	簡易裁判所書記官
申立書類	支払督促申立書
添付書類など申立に必要なもの	収入印紙、郵便切手、資格証明書（法人のとき）、委任状（弁護士に頼むとき）
根拠法令等	民事訴訟法132条の10・382条以下・397条～402条

収入印紙
(消印しない)

支払督促申立書 ①

貸金 請求事件

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
 請求の趣旨及び原区 別紙請求の趣旨及び原因記載のとおり ②

「債務者 は、 債権者に対し、請求の趣旨記載の金額を支払え」
 との支払督促を求める。

申立手続費用 金 ○○○○ 円 ⑥

内 訳

- 申立手数料(印紙) ○○○○ 円
- 支払督促正本送達費用(郵便切手) ○○○○ 円
- 支払督促発付通知費用 ○○○○ 円
- 申立書作成及び提出費用 ○○○○ 円
- 資格証明手数料 ○○○○ 円

平成 年 月 日

住 所：〒
(所在地)

債権者氏名：
(名称及び代表者の
資格・氏名)

印

(電話：)

(FAX：)

簡易裁判所 裁判所書記官 殿 ⑤

価額 ○○○○ 円

貼用印紙 ○○○○ 円 ⑦

郵便切手 ○○ 円

葉書 枚

添付書類 資格証明書 通

通

通

受付印	
貼用印紙	円
郵便切手	円
葉書	枚

※ 上記用紙については、太い黒枠内について記入してください。
 項目を選択する場合には、口欄に「レ」を付してください。

生活手続三五

五九八ノ八ノ二

当事者目録

住 所：〒 150-0000
 (所在地) 東京都渋谷区〇〇1丁目1番5号

氏 名： 鈴木 丸男
 (名称及び代表者の
 資格・氏名)

電話： 03-0000-8765

F A X： 03-0000-8764

債権者

送達場所等の届出

債権者に対する書類の送達は次の場所に宛ててください。

上記の債権者住所

債権者の勤務先

名 称：

所在地：〒

電話：

F A X：

その他の場所（債権者との関係：)

住所：〒

電話：

F A X：

送達受取人：

①住 所：〒 150-0000
 (所在地) 東京都渋谷区〇〇5丁目5番5号

氏 名： 三田 五郎
 (名称及び代表者の
 資格・氏名)

電話： 03-0000-1234

F A X： 03-0000-1234

債務者

②住 所：〒
 (所在地)

氏 名：
 (名称及び代表者の
 資格・氏名)

電話：

F A X：

※ 項目を選択する場合には、□欄に「レ」を付してください。

請求の趣旨及び原因

請求の趣旨

- 1 金 ○○○○ 円
- 2 (上記金額, 上記金額の内金 円) に対する
(支払督促送達日の翌日, 平成△△年 1 月 1 日)
から完済まで, 年 20 %の割合による遅延損害金 ③
- 3 金 ○○○○ 円 (申立手続費用)

請求の原因 ④

※ 項目を選択する場合には、口欄に「レ」を付してください。

生活手続三五

五九八ノ八ノ四

＜記入のポイント＞

- ① ここでは、借主に対して貸金の支払を求めて支払督促申立てをする例を掲げました。
- ② 「請求の原因」は、貸付日や弁済期などをきちんと整理して書きます（民事訴訟法387条2号）。
- ③ このように期限後の遅延損害金を請求するためにも、返還期限の定めは請求原因④として記載する必要があります。
- ④ なお、返済期限の定めのない場合には、相当の期間を定めて催告したという事実を記載しなければなりません（この場合には相当期間を経過したときから遅延損害金の請求ができます）。
- ⑤ 実務上、債権があることを根拠づけるため、その疎明書類の写しを提出することもあります。
- ⑥ 支払督促申立書には、督促手続の費用額を付記します。督促手続費用は内訳のとおりですが、申立先の裁判所書記官に事前に問い合わせるとよいでしょう。
- ⑦ 申立書には、民事訴訟費用等に関する法律別表第1の⑩により求めた収入印紙の貼用が必要ですし、郵券（切手）代も必要です。